

手話通訳実践と手話通訳士倫理について考える

手話通訳を倫理の視点で今改めて目を向けて考えてみよう！

倫理綱領を制定後、社会状況は大きく変化しています。倫理綱領がどのように受け止められ、手話通訳実践に活かされているのか？などについて、倫理綱領に照らして「手話通訳事例」を見てみよう……と、総会に合わせて2005年5月7日に座談会「今また考えてみよう～通訳の実践と倫理」を行いました。以下はその概要です。手話通訳士・手話通訳者の倫理について考える参考にしてください。

座談会を開くにあたっての問題意識

1. 「手話通訳士倫理綱領」は1997年に制定して以来、8年を経過した。

この8年間に、手話通訳事業制度は様々に展開し、手話通訳事業制度を取り巻く社会状況が変化した。

とりわけ、支援費制度導入による利用契約の考え方、障害者自立支援法案に見られる応益負担の問題など、手話通訳事業制度の拠りどころとなる障害者福祉制度が大きく変えられようとしている。

この中で、手話通訳士・者が直面する問題も多様になってきていると考えられる。

この間、手話通訳士協会として、手話通訳士研修会で手話通訳士倫理綱領を取り上げ、各地での手話通訳士倫理綱領についての学習会に講師派遣をしてきた

2. 今、「手話通訳士倫理綱領」は？

このような状況のもとにある手話通訳士・者にとって、手話通訳士倫理綱領がどのように受け留められ、手話通訳実践に活かされているのか？

また逆に、手話通訳士・者が直面している現状に合わせて、手話通訳士倫理綱領を改定する必要があるのか？

これらを考えるきっかけとして、手話通訳士倫理綱領に謳われている事ごとに照らして、手話通訳事例を見ていく。

座談会の進め方

具体的な手話通訳場面を設定しての学習に、ロールプレイという方法があります。このロールプレイは、手話通訳場面の中の登場人物を演じることを通して自らの気付きを促すことで、手話通訳者としての能力を高めていくことが目的です。ここでは、手話通訳実践技術や観察技術の習得が主な目的となります。

一方、倫理は、それらの技術を方向付ける拠りどころという性格のものです。手話通訳場面として設定された事例を、手話通訳技術ではなくてこの倫理と結びつけて考えることが、どこ

まで可能か？心配ではありました。そこで、座談会の進め方については、次のようなことを心がけました。

手話通訳事例について、倫理綱領に照らして考えた場合、手話通訳者の行動はどのように考えられるか？それぞれの意見を発表してもらおう。（「こうすべき」と決め付けるのではなく、できるだけ多面的に見る）

照らし合わせる事からは、それぞれに様々考えられる。例えば、「聴覚障害者の主体的参加」であったり、「人々の自己実現」であるかもしれない。

通訳事例

- ・ 小学校 6 年の子（健聴）をもつ聴覚障害の母親の出席する、卒業式を間近に控えたクラス懇談会の手話通訳
- ・ 卒業式後の先生への感謝会の出し物についての話し合いになった。話し合いの結果、保護者でコーラスをすることになった。
- ・ 手話通訳者は、そのやり取りをそのまま通訳した。聴覚障害の母親からは、何も発言はなかった。
- ・ クラス懇談会が終了して聴覚障害の母親や他の保護者が帰った後で、手話通訳者は、担任の教師に、「保護者の中に聴覚障害がいるのに、コーラスをするのはおかしい。」と話した。
- ・ この手話通訳者の話を聞いて、担任の教師は、クラスの保護者の役員と相談して、コーラスを取りやめた。
- ・ 当の手話通訳者は、自分の取った行動に何の疑問も感じていない。

みなさん、この先を読む前に一度、この手話通訳事例をもとに、手話通訳士倫理綱領に書かれている内容について考えてみてください。

手話通訳者仲間と喫茶店で話すのもよし、聴覚障害者と一緒に議論するのもよし…。



座 談 会

座談会は、小椋英子会長、園田日出雄副会長、田中清事務局員の3人が発表者を、原田理事が司会を担当して進めました。

事例を紹介したあと、まず、3人から事例について思ったことを話してもらいました。その内容をまとめると次のようになります。

以前に手話通訳の仕事をはじめた頃の聴覚障害の母親を浮かべると、「意見はありませんか？」と問いかけられても、積極的に主体的に関わりを持てることがイメージできない。当時の自分だと、聴覚障害の母親の発言のないままに手話通訳を終わっていたかもしれない。

聴覚障害の母親が何も発言しなかったのはなぜか？考えた上でのことなのか他に考えることもなくその場の決定を受け入れたのか？聴覚障害の母親の主体性に照らして、ここが大切と思う。

この手話通訳者は、コミュニケーション支援をしたけれど、何をしに行ったのだろうか、との疑問を感じた。自分は、聴覚障害者の願いがどこにあって、願いを実現のために聴覚障害者は何を持っていて、手話通訳者はコミュニケーション支援と情報提供を通してどのような支援ができるのか？そのように思って赴くかな、と思った。

ここでは、「聴覚障害の母親が懇談会にどのような思いで、どう関わろうとしたのか」について、発表者は着目しました。それは、手話通訳する上で、聴覚障害の母親の「主体性」、懇談会への「主体的」な関わりに思い至ることが、手話通訳者にとって大切ではないか、ということでした。手話通訳士倫理綱領の2にこう書かれています。「手話通訳士は、専門的な技術と知識を駆使して、聴覚障害者が社会のあらゆる場面で主体的に参加できるように努める。」

フロアからも発言がありました。聴覚障害の母親が何も発言しないところについて、次のような発言です。

私ならどうするだろうか？聴覚障害の母親の性格や人間関係はどうなのか？と考える中で、まず一番に、先生でなく聴覚障害の母親本人に対してアクションを起こすことを考えた。

私なら「コーラスでいいの？どう？」と、聴覚障害の母親に発言を促すだろう。今ふと思ったのは、手話だけでなく声も出して、周りの母親や先生にもわかるようにする方法があるかな、と思った。

これらは、聴覚障害の母親の懇談会への「主体的な参加」につながる視点です。は、聴覚障害の母親だけでなく、聴覚障害の母親の周りの母親や先生も引っぱり込もうというわけです。

この「主体的な参加」は聴覚障害者だけでなく、コミュニケーション場面に関わる人それぞれに関係することがらだとの、『倫理綱領をみんなのものに』の内容について紹介がまし

た。事例に当てはめれば、聴覚障害の母親、他の健聴の母親、担任の先生が、懇談会にどのように関わろうとするのか、ということになります。

コミュニケーション場面に関わる人それぞれの主体的参加という視点が持てれば、それに適う手話通訳者としての具体的な対応方法が考えられるのではないのでしょうか。

主体性という視点の一方、次のような発言が出されました。

事例の小学校6年の卒業間近の懇談会に至るまでの間、懇談会や授業参観などの場面で、この聴覚障害者の母親は手話通訳者を依頼したのだろうか？周りの健聴の母親や先生とどのような関わりを持ってきたのだろうか？

この発言に続けて、フロアからこのような質問が出されました。

6年間の経過がどうであったかは、手話通訳する上で大きいことだと思う。登録手話通訳者として、日常、少ない事前情報で手話通訳をしている。手話通訳者派遣事業所は手話通訳に関する情報をどの程度提供しているのだろうか？

は、小学校6年の卒業間近の懇談会という具体的な手話通訳場面だけを切り取って考えるのではなく、聴覚障害者の母親と他の母親、聴覚障害者の母親と先生の日常の関係性の蓄積を考えるとというものです。

手話通訳者がこのような視点に立って手話通訳を行おうとするとき、その手話通訳場面に至る経過などについての情報が必要になります。 の質問は、この点に関わる事柄です。現実には、手話通訳者を派遣する側として手話通訳場面で必要な情報を提供する努力をしているけれど、手話通訳者の思いと一致しないところがあるようです。

から に続く議論は、設置手話通訳者・派遣コーディネーターが登録手話通訳者に手話通訳を依頼するとき、どのような情報提供を行うのか？この情報提供が、具体的な手話通訳場面での手話通訳の仕方に影響することを示しています。

この議論を踏まえて倫理綱領をみてみるとどうでしょうか？倫理綱領の前文にこのように書かれています。「手話通訳士は、(略)社会的に正当に評価されるべき専門職として、互いに共同し、広く社会の人々と協同する立場から、ここに倫理綱領を定める。」

設置手話通訳者やコーディネーターや登録手話通訳者が、それぞれの役割分担の中でお互いにどのように連携して手話通訳事業を行うか。「手話通訳士(者)の互いの共同」という視点から考えられます。

そして、「広く社会の人々と協同する立場」という点は、6年間の経過の中での聴覚障害者の母親と周りの健聴の母親や先生との関係を踏まえることにつながると思います。この点は、また、先に触れた の発言のような方法に思い至る視点であるとも言えるのではないのでしょうか。



事例の中で、手話通訳者は、懇談会の手話通訳の後に単独で担任の先生に自分の意見を言っ

て、懇談会での決定が覆ってしまいました。この手話通訳者の行動は、聴覚障害者の母親の主体性の実現の視点から考えても、正しいといえません。しかし、当の手話通訳者は自分のこの行動に疑問を持っていません。最初に事例として提示した中に示していませんが、聴覚障害者の母親はこのことを知って、以後、この手話通訳者の派遣を拒否することになりました。この点をどのように考えることができるでしょうか？

このような意見と質問が出ました。

周りの人に聴覚障害者についての誤解を与えてしまう。聴覚障害者の人権はどこにあるのか？とってしまう。

聴覚障害者がある手話通訳者の派遣を拒否したことを、当の手話通訳者が知って反省するきっかけをどう作ればいいのか？

の意見は、倫理綱領の1に書かれている「手話通訳士は、すべての人々の基本的人権を尊重し、これを擁護する」につながるものです。

に関して、すぐに効果が現れるものではないが研修を重ねることが大切だ、との意見が出されました。倫理綱領の5に「手話通訳士は、その技術と知識の向上に努める」と書かれています。これの向上への努力の対象は、技術・知識そのものだけでなく、それらを方向付ける倫理的側面も含むものと考えられます。

ある事業所では、手話通訳者派遣事業の実施主体の県・聴覚障害者団体・難聴者団体・全通研支部・県手話サークル連絡協議会の代表が2か月に1回集まって、事業についての委員会を開いています。聴覚障害者から派遣担当者に苦情が出されるほか、この委員会の委員に出されることもあります。そのようにして出された苦情は、派遣担当者が事実関係などを確認して、当の手話通訳者に改善を促すようにしています。

このことに関して、倫理綱領に盛り込まれなかったが聴覚障害者からの苦情に対処するしくみの必要性について、策定作業の中で議論されたことが園田さんから、紹介されました。この論点は、その後の手話通訳事業の第三者評価についての検討につながっています。

皆で考えていこう

具体的な手話通訳実践を手話通訳士倫理綱領につなげて考えようとするとき、倫理綱領のある一点だけにつながるのではなく、複数の点につながる場合があります。むしろ、倫理綱領の色々な点から手話通訳実践を照らしてみることが、豊かな気づきを促してくれると思います。

さて、みなさん。事例について、どのように考えをめぐらしたのでしょうか？そして、どのような議論をされたのでしょうか？手話通訳実践や手話通訳士倫理綱領について、もっともっと議論をしていきましょう。

手話通訳士倫理綱領について解説した冊子『手話通訳士倫理綱領をみんなのものに』を、日本手話通訳士協会販売しています。手話通訳士・手話通訳者の倫理を考えたときの参考に、ぜひ、購入ください。1冊800円です。